129 日本森林学会 C11 2018/03/28

市町村林務行政に関わる森林管理技術者の再教育の必要性 ○枚田邦宏·奥山洋一郎(鹿大農)、田村典江(地球研)

報告の背景

地方分権化の流れの中で政策権限は、国から都道府県、都道府県から市町村へ委譲。 平成の大合併により市町村の規模は拡大し都市、農村地域と一体となった巨大市が成立。 このような中で、森林関連政策では、

森林計画制度における権限委譲、伐採届等の受理

鳥獣の捕獲許可の権限を都道府県から委譲、鳥獣保護管理事業を実施(環境省 HP より)。 加えて

不在村所有者等の森林管理能力の低下

集落機能の衰退

市町村林務担当者の業務拡大と管理能力の必要性が増大、しかし、専門職の配置はごく 一部の市町村に限られ、これを支援する森林総合管理士についても、十分に機能している とは言いがたい。

報告の目的

本報告では、市町村の林務行政の内容を整理し、それを実行する市町村行政者に求められる能力を考察する。さらに、その能力を養成するために森林科学に関する高等教育機関の果たす役割、可能性について意見を述べる。

(1) 市町村林務職員の職務

市町村の林務関係業務(以前):農山村地域の場合ならば林業あるいは農業振興との関連で地域振興の一環として積極的に対応(中山間、山間地域の市町村)

しかし、林業の低迷、林業経営の後退から、市町村政の中での位置は低下

- 一方、地方分権化の流れの中で、都道府県が担っていた権限や役割が市町村に移行
- 1) 市町村森林整備計画(10年を1期で5年ごとに計画)と森林経営計画の認定 市町村森林整備計画は、地域の森林管理のマスタープランとなるもの。
- ・森林の基本方針 市町村にとって森林の位置づけ

(どんな機能を期待し、どのような森林を必要としているのか)

- ・ゾーニング 機能別の場所的な張り付け(複数の機能を有する森林も)
- ・どのように管理するのか。(人工林、天然林、再生・・・・・)
- ・木材生産地域を中心に路網整備計画、生産を推進地域の設定
- ・その他 実現するために必要なこと
 - → 森林経営計画の認定において市町村森林整備計画は基礎。 (基本的には、市町村森林整備計画の内容に一致しているか判断。)
- 2) 伐採届(再造林計画) の受け取り 指導
- 3) 森林所有者となった旨の届出と管理

平成 28 年の森林法改正により、市町村が所有者や境界等の情報を林地台帳として整備 4) その他

- ・森林施業に必要な他人の土地への使用権設定手続の改善
- ・早急に間伐が必要な森林の施業代行制度の見直し
- ・伐採及び伐採後の造林の届出がなく伐採が行われた場合の伐採中止又は造林命令の新設
- 5) 鳥獣害特別措置法、鳥獣保護管理法

捕獲許可は、鳥獣被害特別措置法により県から市町村に権限が委譲と鳥獣発見時の対応

- 6) 市町村有林の管理、施業の実施、分収契約等の管理。
- 7) 新たな森林管理制度(案): 森林所有者自らが森林管理を実行できない場合 市町村が森林管理の委託を受け意欲と能力のある林業経営者に繋ぐ、あるいは市町村が 管理。

(2) 市町村林務職員への教育の必要性

- 1) 事務取扱業務 伐採届け、森林経営計画の認定、所有者情報の集積
- 2) 市町村の森林構想と計画の策定
 - ・市町村内の森林の意味づけ ←→ 市町村総合計画との関係
 - → 森林のゾーニング
 - ・ゾーニング等に基づいたそれぞれの施業(伐期、方法)の計画
- 3) 計画した施業の実行監理
- 4) 町村有林の管理(直轄地、分収林、入会林野)
- 5) 鳥獣害対応
- 6) その他 (森林環境税に向けて 管理の受け皿) (事業体、林業労働者・管理技術者養成)
- 1)、3)、5) → 規定されたマニュアルに基づく業務
- 2)、4)、5)、6) → 地域の実情に合わせて構想、計画を行う仕事

(3) 市町村林務職員の教育・研修の取り組み

市町村の林務行政の取り組みは、地域の置かれた状況等により異なる。

それに伴う教育・研修の目的も異なり、いままで担ってきた組織、今後担っていくべき 組織も以下のように整理できる。

〈教育目的別〉

・事務取扱能力の養成

(都道府県による研修)

・構想策定のための能力養成

(コンサルとの共同、大学教育での研修)

・構想の具体化ための計画能力の養成

(専門性をもつ大学教育)

・林務行政課題の技術的な計画、監理方法の教育 (研究者、大学関係者)

下線部分が大学等の高等教育が担う部分と考えられる。

また、市町村により林務行政の到達点が異なるため、その到達点によって、当面求める林務行政人材も異なる。

〈市町村林務行政の到達別〉

- ・構想確立・計画具体化・実行監理
- ・構想確立、計画の具体化が未確立
- ・構想未確立 具体的課題の計画、実行監理
- ・構想未確立 具体的計画もたず、当面の課題対応
- ・構想未確立 事務的取り扱いのみ実行、あるいは未実行

今後、高等教育が行う教育プログラムは下線のような市町村林務段階にある林務職員であると考えられる。

本報告は、文部科学省平成 29 年度「専修学校による地域産業中核的人材養成事業」「中核的林業生産専門技術者養成プログラム拡充のための開発・実証事業」【③食・農林水産(林業)】職域プロジェクトAの調査事業により得られた知見により作成した。